

平成 30 年度 第 2 回名古屋市障害者差別解消庁内推進会議

日時 平成 31 年 1 月 15 日（火）幹部会終了後～
場所 正庁

- 1 市職員等による障害者差別に関する相談事例について 【資料 1】（P 1）
- 2 本市における障害者への配慮に対する取り組みの事例について 【資料 2】（P3）
- 3 名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための
障害者差別解消推進条例について 【資料 3】（P15）
- 4 その他

1 市職員等による障害者差別に関する相談事例について

(1) 趣旨

平成 30 年度上半期に、各局室区から報告があった障害者差別に関する相談事例の集計結果を、各部署へフィードバックすることで、障害者差別に関する取り組みに活かしていただくもの。

(2) 集計件数

件数	職員の対応			事務事業の実施方法等		施設のバリアフリー関係	その他の相談等
	差別的言動	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供		
6 件	1 件	0 件	0 件	0 件	1 件	2 件	2 件

(3) 相談事例の概要

・職員の対応（差別的言動）

相談者	障害当事者（内部障害）
相談内容	中村区の保護係で、生活保護の相談をしていたところ、職員から、障害者に対する差別的な発言を受けた。（昭和区）
対応	相談者の話について傾聴するとともに、昭和区で生活保護の相談をしたいとのことだったため、保護係に案内した。なお、中村区の該当の職員に確認したところ、相談者の申し出にあるような発言は認められなかった。

・事務事業の実施方法等（合理的配慮の不提供）

相談者	障害当事者（視覚障害）
相談内容	保険証の更新に関する案内を事前に点字でほしい。（医療証については、更新に関する案内を点字でもらっている。）（中村区）
対応	国民健康保険料納入通知書・国民健康保険料額決定通知書に保険証更新の案内を同封する際に、点字の案内を同封するよう、事業所管課に要望。 （相談者への案内は今後点字版が同封されることを確認）

・施設のバリアフリー関係

相談者	不明（不明）※市民の声に寄せられた意見
相談内容	国際展示場を訪れた際に、点字ブロックの上に造作物が置かれており、通行の障害となっていた。（観光文化交流局）
対応	お詫びとともに、今後同様のことが起きないように、指定管理者に対し催事の際の事前確認を徹底するよう指導する旨回答した。

相談者	不明（不明）※市民の声に寄せられた意見
相談内容	以前、点字ブロックの上に造作物が置かれていることを指摘し、今後同様のことが起きないように指導を徹底するとの回答をもらったが、あらためて国際展示場を訪れたところ、全く改善されていなかった。（観光文化交流局）
対応	前回の指摘を受け、指定管理者には対応の徹底を指導した。そのうえで、今回の催事では、造作物の付近に主催者スタッフが常駐し、視覚障害の方が通行する際には誘導できるような運営体制としていた旨を回答した。

※国際展示場の利用案内では、「点字ブロック上に展示物や看板の設置、カーペットの敷設は出来ません。やむを得ず、設置する場合は、代替の点字ブロックを設置してください。」としており、当該事案はやむを得ない場合として人的支援による対応を図ったもの。

・その他の相談等

相談者	障害当事者（知的障害）の家族
相談内容	施設から在宅へと移行し、小学校に通うこととなった。トワイライトスクールに参加するための面談をしたが、運営指導者に「学校に慣れてから、トワイライトに来たらどうか。」「このような対応が気に入らないなら、児童デイに行ったらどうか。」と言われた。トワイライトスクールは障害児を受け入れないのか。（子ども青少年局）
対応	相談者に対し、トワイライトスクールは障害があるから受け入れないということはない旨説明し、市から運営主体に連絡し、相談者へ連絡させる旨を伝えた。後日、相談者と運営主体が面談し、トワイライトスクールへの参加について説明し、参加登録完了予定となった旨、運営主体から報告を受けた。

相談者	障害当事者（聴覚障害）
相談内容	担当業務に関連する研修（市以外の機関が主催）を受講したいが、講義内容の聞き取りに不自由するため、要約筆記者の手配をしてもらえるよう事前に研修主催者に働きかけてほしい。
対応	研修主催者に要約筆記者を手配してもらえるよう伝えた。

2 各職場における合理的配慮の好事例について

(1) 趣旨

各局室区における障害のある方への配慮に対する取り組みの好事例の照会結果です。毎年実施していますが、新たな取り組みも追加した事例集をフィードバックすることにより、各職場における取り組みに活かしていただくものです。

(2) 新たな取り組みの例

○窓口・案内

主な対象	事例
視覚障害	後期高齢者医療被保険者証、福祉給付金資格者証等への点字シールの貼付（個別対応）
肢体不自由	現金収納や口座振替登録を行う窓口に、昇降式のデスクを設置した。 ----- 車いす使用者が 180 度回転できる通行幅（140 cm 以上）を確保した

○防災

主な対象	事例
全般	指定緊急避難場所及び指定避難所標識看板の作成する際には、ピクト表示とルビ（振り仮名）振りを実施
視覚障害	ナゴヤ避難ガイドにおいて、点字版及びデイジー版を作成 ----- 指定避難所運営マニュアル（概要版）音声コード（SP コード）（視覚障害用活字文書読上げ装置により音声で読み上げできるよう文字情報をデジタル情報に変換した二次元コード）の印刷

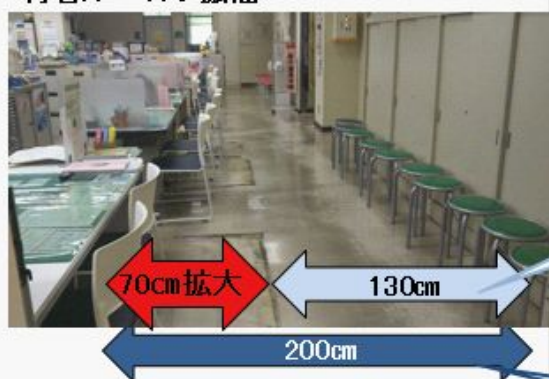
合理的配慮の好事例（一部の例）

現金収納や口座振替登録を行う窓口にて、昇降式のデスクを設置した例



車いす使用者が 180 度回転できる通行幅（140 cm以上）を確保した例

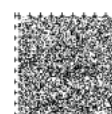
待合スペースの拡幅



レイアウト変更前

レイアウト変更後

ピクト表示、音声コード（SPコード）の例



本市における障害者への配慮に対する取り組みの事例

1 窓口・案内

主な対象	事例
全般	区役所・施設での移動時や駅での移動・乗降時における介助・誘導・同行
	フロアサービス員を配置し、申請書の記入方法の案内や支援等を実施
	サービス介助士の資格を持つ職員の配置
	福祉コンシェルジュを配置し、窓口案内や手続きの支援等を実施
	受付カウンターにスティックラバー（杖立）を設置
	窓口への来庁が困難な人に対する郵送での対応
	申請書類に記入できない場合の代筆の実施
	耳の不自由な方や歩行の不自由な方を窓口に呼ぶときは直接フロアに出向いて対応
	窓口にみえた際に声かけができない人に対してすぐに対応できるように呼び鈴を設置
	窓口でお客様を呼び出すための特大受付番号を貼り付けたファイルの提示
	多機能トイレやスロープ等の案内表示の確認・追加
	（本人の意向による）優先席利用時の周囲への声かけ
	乗車券や自動販売機の商品の購入の手伝い
	障害に配慮したナースコールの配備
	施設の利用に関して困ったことを気軽に尋ねてもらえるような案内表示の設置
	トイレの案内表示の増設
	平仮名や英数字による地下鉄駅名の表示
	地下鉄主要駅にコンシェルジュを配置して案内等を実施

視覚障害	読み上げによる対応
	文字を拡大した説明カードでの説明
	老眼鏡や拡大鏡の窓口への設置
	音声コード（SP コード）（文字情報をデジタル情報に変換した二次元コード）を読み上げる「視覚障害用活字文書読上げ装置」の窓口への配置
	薬袋（服用回数の説明）や国民健康保険被保険者証に点字シールを貼り付け
	バス停や自動販売機での点字による情報提供
	地下鉄駅改札の駅員呼出しインターホンの設置場所を窓口カウンター正面卓上に統一
	交通局のテレホンセンターにおける時刻表等の読み上げ
	音声で確認できる血糖測定器やインスリン注射の補助具（ルーペや操作補助具）を用意
	【追加】後期高齢者医療被保険者証、福祉給付金資格者証等への点字シールの貼付（個別対応）
	【追加】現金収納や口座振替登録を行う窓口に、昇降式のデスクを設置した。
聴覚障害	「耳マーク」を掲出して筆談やコミュニケーションボードによる対応等を実施
	筆談用ボードの窓口への設置
	ゆっくり、はっきりと口元が分かるように説明
	手話通訳の可能な職員や案内スタッフの配置
	タブレット端末を使った遠隔手話通訳（テレビ電話機能の活用）、筆談（音声を文字化できるアプリ（UD トーク）やディスプレイ画面で筆談ができるアプリ（UD 手書き）の活用）
	案内表示装置（駅構内の電光表示板や地下鉄の車内案内表示装置（ハッチービジョン）等）を用いた緊急時の情報提供
	地下鉄駅やサービスセンターでのタブレット端末を用いた案内
	説明カード・装置のランプの色・ホワイトボード等を活用した説明

肢体不自由	荷物の上げ下ろしの手伝い
	車いす使用者等のスペースの確保や低床カウンターへの案内
	車いす使用者等の対応の際には職員が1階に降りて対応
	車いす使用者等の降車駅への連絡
	(ホームと車両との隙間や段差の解消のため) 地下鉄への乗降時の渡り板による介助
	施設利用者への器具(車いす・車いすのタイヤを保護するカバー・電動カート・杖等)の貸出し
	インターホン等による対応
	出入口(手動ドア)の開閉の介助
	車いす使用者の目線を意識した多機能トイレの表示位置の変更
	【追加】車いす使用者が180度回転できる通行幅(140 cm以上)を確保した
知的障害	相手の状況に合わせて、話す内容や速さ等を伝わりやすいように対応
精神障害	不安を感じさせないように穏やかな口調で会話
	できるだけ静かな場所で話を聞くように対応
	口頭での説明での理解が難しい場合は、メモ等に筆記して説明を分かりやすくして伝達

2 広報(印刷物・映像)

主な対象	事例
全般	デザインや文字を印刷物ガイドラインや福祉都市環境整備指針に基づいた印刷・配色・字体で設定
	ルビ(振り仮名)振り
	問合せ先のFAX番号の併記
	「広報なごや」に掲載する記事の問い合わせ先には、原則、電話番号と合わせてFAX番号やメールアドレス等も記載

視覚障害	点字版の作成または点字の貼り付け
	拡大版（弱視の人が読めるように文字を拡大したものや拡大印刷したもの）の作成
	テキストデータ（音声読み上げソフトに対応した形式）の提供
	音声版（文字情報が録音された音声テープやCD等）の作成
	音声コード（SPコード）（視覚障害用活字文書読上げ装置により音声で読み上げできるよう文字情報をデジタル情報に変換した二次元コード）の印刷
	色覚障害者に配慮して、色の凡例に色名の文字も表示して何色であるかを文字でも表示
	「広報なごや」で点字版・音声版・テキストデータを作成
聴覚障害	「広報なごや市会だより」（名古屋市の広報紙）で点字版・声の市会だより・テキストデータを作成
	市政広報テレビ番組は字幕放送も合わせて実施
	自主制作映像の字幕版の作成
	市政広報映像配信システムで放映する映像を可能なものから順次字幕に対応

3 ウェブサイト

主な対象	事例
全般	各種施設や駅等のバリアフリー情報の提供
	ルビ（振り仮名）振り機能の提供
	電話番号と合わせてFAX番号やメールアドレス等も記載
視覚障害	文字サイズの拡大機能の提供
	音声読み上げソフトに対応した構成（テキストデータの埋め込み等）
	視認性の条件（JIS規格）・十分なコントラストの確保・色の違いに頼らない網掛け処理等の配慮
	画像に対するALT属性（画像の代替となるテキスト情報）の設定
	時刻表、地下鉄駅のホーム・改札等の構造や位置関係のイメージ等について、音声読み上げソフトによる読み上げが分かりやすくなるように改善

聴覚障害	掲載動画には字幕を表示することを推奨
肢体不自由	マウスを利用できない人でも情報を取得できるよう、キーボードのみの操作ですべてのページを閲覧できるように構成

4 各種行事・イベント・講座（講演会・講習会・区民まつり等）

主な対象	事例
全般	申込方法や問い合わせ先は電話以外に FAX や電子メール等でも対応
	エレベーターを利用できる施設で開催
	参加にあたっての配慮（手話通訳・要約筆記・資料の点訳等）が必要な場合には事前の相談に対応する旨を記載
	イベントを実施する際には対応する職員の数を増員
	障害内容に応じた適切な対応が可能となるよう事前に打ち合わせを実施
	説明の内容を簡潔にしたり、説明の早さを遅くするといった対応を実施
視覚障害	チラシやレジュメ等の点字版の作成
	点字版資料や音声版資料の製作・貸出し
聴覚障害	手話通訳者や要約筆記者の配置
	手話講座に聴覚障害用の応募枠を設置
	磁気ループ席の設置や赤外線補聴システムの貸出し
	字幕つきプラネタリウムの実施
	イベントに参加した聴覚障害者に向けて、説明内容を大きく印刷したものを作成し、紙芝居のように見せながら説明
	映画会で字幕及びボイスガイドを配置
	聴覚障害者の脇に座り、講演の進行に合わせて説明内容を記載した文書を提示

肢体不自由	車いす使用者や介助者用のスペースの確保
	車いす使用者に配慮したパネルや机の配置
	防災訓練における仮設スロープの設置による段差の解消
	開催案内に多機能トイレの場所を記載
肢体不自由	ウォーキングイベントで車いす使用者が参加できるための迂回ルートを設定
	スタンプラリーでエレベーターがある場所にスタンプを設置
	駐車場が離れた位置にあるときには車いす使用者等が乗っている自動車を施設近くまで誘導・案内

5 教育（教育委員会）

主な対象	事例
全般	移動の補助や排せつ・着替え・食事等の介助を必要とする幼児児童生徒に学校生活介助アシスタントを派遣
視覚障害	視覚障害のある児童生徒への拡大教科書の無償給与、学習を助ける斜面机の整備
聴覚障害	聴覚障害のある児童生徒の在籍する学校に対し、FM 補聴システムの送信機を貸出し
肢体不自由	肢体不自由のある児童生徒への学習を助ける斜面机の整備、車いす用の児童机の整備、階段昇降機の貸出し
内部障害	痰の吸引や経管栄養等を必要とする児童生徒に看護介助員を配置 形態食の必要な児童に給食を二次調理する人員の配置
発達障害	主に学校生活上で支援を必要とする発達障害のある幼児児童生徒に対して発達障害対応支援員を配置 主に学習面で支援を必要とする発達障害のある児童生徒に対して発達障害対応支援講師を配置
その他	中津川野外教育センターにおける配慮 ・入所校の活動計画作成上の情報提供と打合せ ・保護者及び本人の下見受付、保護者や介助者の宿泊受入 ・教員風呂の使用許可 ・職員トイレの使用許可 ・屋外トイレの簡易便座設置 ・野外学習のため公用車での送迎 ※通常学級在籍の発達障害の児童、特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒

6 防災

主な対象	事例
全般	地震・津波ハザードマップにおいて、要配慮者の誘導方法を記載
	電話による 119 番通報が困難な場合でも FAX や電子メールを用いて通報できるよう、受信態勢を整備（電子メールを用いた通報は事前登録制）
	街路灯への海拔表示を実施する際のルビ（振り仮名）振り
	災害時ヘルプカード及び記載例の作成・配布（ルビ（振り仮名）振りや点字版の作成も実施）
	障害のある方へ配布する防災用リーフレットへの作成（ルビ（振り仮名）振りも実施）
	指定避難所運営マニュアルにおける要配慮者への配慮事項や対応方法の掲載、指定避難所運営訓練等における実践
	【追加】指定緊急避難場所及び指定避難所標識看板の作成する際には、ピクト表示とルビ（振り仮名）振りを実施
視覚障害	本市ウェブサイトにて地震・津波ハザードマップのテキストデータ（音声読み上げソフトに対応した形式）を掲載
	名古屋盲人情報文化センター発行の視覚障害向け情報誌において、ハザードマップの情報を掲載
	洪水・内水ハザードマップにおいて、情報面を中心に点字版ハザードマップを作成
	公式ウェブサイトにおける地震ハザードマップについて、判読しづらい場合のお問い合わせ案内表示
	【追加】ナゴヤ避難ガイドにおいて、点字版及びデージー版を作成 【追加】指定避難所運営マニュアル（概要版）音声コード（SP コード）（視覚障害用活字文書読上げ装置により音声で読み上げできるよう文字情報をデジタル情報に変換した二次元コード）の印刷

7 議会・会議の傍聴

主な対象	事例
視覚障害	点字による請願及び陳情の提出を認め、訳文が添付されていない場合は翻訳を実施
	点字版資料の配付
聴覚障害	傍聴席における手話通訳や要約筆記の対応
肢体不自由	階段を使わずに傍聴席へ行けるバリアフリー受付を設置

8 選挙（選挙管理委員会・区役所）

主な対象	事例
全般	投票所内の掲示物のルビ（振り仮名）振り
	投票所に投票用紙を押さえる文鎮等を備え付け
	仮設スロープの設置による投票所の段差解消
	投票所に投票用紙の滑り止めシート等を備え付け
視覚障害	候補者情報の点字版・音声版を配付
	投票所に候補者氏名等の名簿の点字版を備え付け
	投票所に点字投票用の点字器を備え付け
	選挙種別が判読できるように投票箱の投入口に点字シールを貼り付け
	投票所に拡大鏡を備え付け
	市長選挙及び市議会議員選挙において、選挙公報の点字版・音声版を配付
聴覚障害者	投票所にコミュニケーションボードを備え付け
肢体不自由	投票所に車いすのまま投票できる低い投票台を備え付け
知的障害	（代理投票時における）意思疎通等の確認等の便宜のため、投票所に投票の流れ図及び選挙公報の縮小版（A4判）を備え付け

9 配慮に向けた研修・啓発

事例
大学生の発達障害についての理解を深め、支援のあり方や具体的な対処法について考える機会の一環として、FD講演会（教職員のための講演会）を開催
自主的に手話講習を受講し、手話での窓口対応を実施
ハンセン病やエイズへの差別・偏見を無くすため、市ホームページでの情報提供やパンフレット配布による啓発
災害ボランティアコーディネーターの講座において、障害のある要援護者への配慮についての講習を実施
トワイライトスクール等の運営者に対して知的障害・発達障害に関する研修を実施

トワイライトスクール等に対する、「配慮を要する児童への対応について」を策定
トワイライトスクール等に対する、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領を踏まえたトワイライトスクール等におけるポイント」を作成
全トワイライトスクール等（262 か所）に対して、「こんなときどうする？障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック」を配布
保育所等職員へ統合保育の考え方に基づく保育を実施するための研修を実施
窓口における合理的配慮について、講義や当事者の保護者の体験談、グループワークを通して学ぶ研修会を実施
大学教職員等へ大学における合理的配慮のあり方について考える研修会を実施
主催講座において、視覚障害者の人たちと交流を深める講座やハンセン病を学ぶ講座を開催
障害者と地域の子ども達が交流することで、差別のない共生社会実現を目指して「名東ふれあいスポーツ広場」を実施
障害者差別解消法や障害者差別相談センターの啓発パネルの展示

10 その他

主な対象	事例
全般	入試実施時に配慮措置（別室受験・試験室指定・座席指定・注意事項等の文書による伝達等）を実施
	保健師等の採用選考の募集申込書に自由記入欄を設け、試験の実施にあたって障害のある受験者が配慮を必要とする場合にはその旨を申し出る機会を設置
	ごみや資源を所定の排出場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者等に対し、原則として玄関先で収集する「なごやか収集」を実施
	粗大ごみ排出依頼に対し、実地面談を行い、合理的配慮の提供が必要と判断した場合、専有部分から粗大ごみを搬出
	保育所の障害児のいるクラスに対し、保育を補助する職員を加配
	地下鉄車内やバス車内への優先席や車いすスペースの設置
	採用試験に際し、身体の障害等による受験上の配慮の相談の有無を確認して対応（手話通訳・点字受験・配席等）
	トワイライトスクール等において配慮を要する児童に対し、必要に応じてトワイライト介助アシスタント等を配置
	スポーツ体験イベントでユニバーサルスポーツの体験コーナーを設け、特別支援学校の児童に参加を呼びかけ

視覚障害	家庭ごみ用指定袋の外装袋にパンチ穴をあけて、各指定袋の種類を区別化
	博物館への展示品解説用の音声ガイド装置の備え付け
	点字版資料・録音資料の郵送による貸出し、プレストーク未所持の利用者への IC レコーダーの貸出し
	拡大読書機の設置
	大活字本の貸出し
	交通系 IC カード（mana）を券売機に挿入する向きがわかるようカードに切欠きを設置
	バス料金箱・地下鉄自動改札機の IC カード読取部表面に凸凹シールを貼り付け
	視覚障害者で合理的配慮の提供が必要な場合は、ごみ袋に点字が刻印された紙等を貼って出してもらい対応
	点字版の試験案内を希望者に対して配布
聴覚障害	展示品解説用の文章（音声ガイド装置の原稿）や文字情報でも説明する音声ガイド機器の備え付け
肢体不自由	図書館に来館できない場合に郵送貸出し（郵送料図書館負担）を実施

【備考】

（１）取り組み事例について

- ・似た事例については共通している内容で集約・統一
- ・文言は同じ表現で統一

（２）対象について

- ・範囲の広い障害を対応しているものは「全般」と記載
- ・ルビ（振り仮名）振りや FAX 番号の表記は広く捉える「全般」に統一

施行：平成 3 1 年 4 月 1 日

目的

○障害者差別解消の推進に関する基本理念や、市・事業者・市民の責務、基本事項を定め、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現する。

定義

○以下の 5 つの用語について定義する。

①障害者②社会的障壁③不当な差別的取扱い④合理的配慮⑤障害を理由とする差別

基本理念

○誰もが等しく基本的人権を生まれながらに有する個人として尊重され、自立した地域生活を営む権利が保障されることを前提として、以下を定める。

- ・あらゆる分野の活動に参加する機会の確保
- ・地域社会で他の人々とともに暮らすことを妨げられないこと
- ・意思疎通や情報の取得等の手段選択の確保及び意思決定が困難な障害者への支援
- ・性別や年齢等の要因により特に困難な状況にある場合の適切な配慮
- ・障害者差別解消は、当事者間の建設的な対話による相互理解が基本
- ・災害時における障害特性に応じた適切な配慮
- ・子どもの頃から、障害の有無にかかわらず共に助け合い学び合う心の育成

責務

○市の責務

- ・障害及び障害者に関する理解の促進、障害者差別解消に関する施策の総合的かつ計画的な実施
- ・障害者差別解消に関する施策実施に必要な財政上の措置その他の措置

○事業者の責務

- ・障害及び障害者に関する理解、障害者差別解消に必要な措置への努力
- ・障害者差別解消に関する市の施策への協力

○市民の責務

- ・障害及び障害者に関する理解、障害者とともに課題解決するなど良好な環境づくりへの努力
- ・障害者差別解消に関する市の施策への協力

事前的改善措置

○市及び事業者は、合理的配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努める。

（参考例）施設のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上

差別の禁止

○「不当な差別的取扱い」の禁止及び「合理的配慮」の提供

区 分		不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供
対象	市	義 務	義 務
	民間事業者	義 務	努力義務
（参考例）		窓口対応拒否、順番の後回し	筆談・読み上げ、郵送・メール受付

○不当な差別的取扱いの禁止について、以下の 9 つの場면을例示列举

- ①福祉サービス、②医療、③教育、療育又は保育、④雇用、⑤商品販売・サービス提供、⑥不動産取引、⑦建物、施設及び公共交通機関、⑧スポーツ・文化芸術活動等、⑨情報提供・意思表示の受領

○障害を理由とする差別に該当しない「正当な理由」や「過重な負担」についての説明
市や事業者は、障害者にその内容を説明し、理解を得るよう努めること

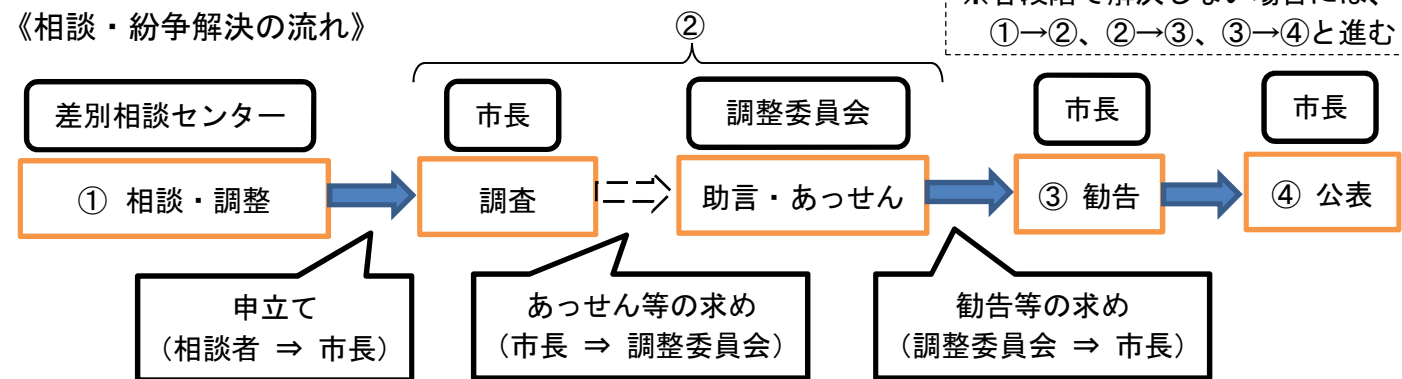
相談及び紛争解決の仕組み

○相談体制

- ・障害者（その関係者含む。）又は事業者が、障害を理由とする差別の相談に関して相談することのできる窓口として、障害者差別相談センター、各区の地域の相談窓口を設置

○紛争解決の仕組み 対象：差別的取扱い・合理的配慮の提供 ※県条例では、差別的取扱いのみ

- ・原則として、当事者間の対話による紛争解決をめざすが、障害者差別相談センターによる調整によってもなお問題が解決する見込みのない悪質な事例への対応



障害者差別解消を推進する取り組み

- 普及・啓発 ○情報及び意思疎通 ○地域における取組